

参考資料 4

(7月12日部会に欠席した委員に対し、部会長が総論について確認を行った際のご意見)

7月12日食品表示部会
総論についての意見

国立医薬品食品衛生研究所
安達玲子

「全ての加工食品」において原料原産地情報が完璧な形で提供されるという訳にはいかないとしても、「消費者の選択に資する」情報が現状よりも増えることは間違いないので、基本的には制度導入に賛成である。

しかしながら、今回の制度は、「全ての加工食品」が表示対象という点と「事業者の実行可能性」とのバランスを取り、折り合いをつけるために、例外表示等を導入せざるを得なくなり、非常に複雑で分かりにくいものとなっている。制度全体を正確に理解することは、消費者にとっても事業者にとっても難しいと思われる。

そのため、消費者への啓発活動、及び、事業者への普及活動を適切に実施することが必須である。特に、表示に対する取り組みが弱くなりがちな中小企業への普及活動は丁寧にしていただきたい。

また、監視体制についても十分に整えていただけるようお願いしたい。但し、真面目に取り組みながらも理解不足やケアレスミス等により表示ミスをしてしまった業者を不必要に追い込むようなことのないように、悪質な業者を取り締まるため、必要以上に例外表示に流れていないか確認するため、かつ、この制度をより充実したものにするための監視体制とすることが重要である。

さらに、継続的な消費者理解度調査や、制度導入後の効果・影響等の検証を実施し、将来的には、必要に応じて制度を見直す等の柔軟な対応ができるようにすることも重要と考える。